

## 船舶事故調査報告書

平成27年7月30日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 庄 司 邦 昭（部会長）

委員 小須田 敏

委員 根 本 美 奈

|   |  |
|---|--|
| 事故種類  | 衝突   |
| 発生日時  | 平成26年7月20日 15時30分ごろ  |
| 発生場所  | 北海道石狩湾港北防波堤北灯台東方沖<br>石狩湾港北防波堤北灯台から真方位085° 2,000m付近<br>(概位 北緯43° 13.82′ 東経141° 18.82′)  |
| 事故調査の経過   | 平成26年11月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。<br>原因関係者から意見聴取を行った。   |
| 事実情報<br>船種船名、総トン数<br>船舶番号、船舶所有者等<br>L×B×D、船質<br>機関、出力、進水等 | A 水上オートバイ ギャングアップⅡ、0.2トン<br>281-41650北海道、個人所有<br>2.93m (Lr) × 1.16m × 0.44m、FRP<br>ガソリン機関、144.2kW、平成21年5月<br>B 水上オートバイ ガディスオーシャン、0.1トン<br>200-39182北海道、個人所有<br>2.83m (Lr) × 1.09m × 0.48m、FRP<br>ガソリン機関、96.4kW、平成23年6月 |
| 乗組員等に関する情報  | A 船長A 男性 30歳<br>特殊小型船舶操縦士<br>免許登録日 平成23年6月16日<br>免許証交付日 平成25年6月10日<br>(平成28年6月15日まで有効)<br>同乗者A 男性 年齢不詳<br>B 船長B 男性 40歳<br>特殊小型船舶操縦士<br>免許登録日 平成23年5月12日<br>免許証交付日 平成23年5月12日<br>(平成28年5月11日まで有効)                       |
| 死傷者等  | A 重傷 2人（船長A及び同乗者A）<br>B なし   |
| 損傷  | A 左舷後部に凹損を伴う擦過傷<br>B 左舷船尾部及びバケットに擦過傷   |
| 事故の経過   | A船は、船長Aが1人で乗り組み、同乗者Aを後部座席に乗せ、石   |

|                       |   |
|-----------------------|---|
|                       | <p>狩湾港北防波堤北灯台（以下「北灯台」という。）東方沖において漂泊していたところ、B船と衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、石狩湾港東ふ頭の南側にある砂浜（以下「本件砂浜」という。）を発し、同ふ頭沖で仲間の水上オートバイから友人1人（以下「同乗者B」という。）を移乗させ、北灯台東方沖を約40km/hの対地速力で遊走していた。</p> <p>船長Bは、左舷前方に漂泊しているA船を認め、同船に向けて接近中、A船の至近で旋回してA船に水しぶきをかけることを思い付いた。</p> <p>B船は、A船の至近で右へ急旋回したところ、平成26年7月20日15時30分ごろ、北灯台から真方位085°2,000m付近でB船の左舷船尾部とA船の左舷後部とが衝突し、船長A及び同乗者Aが落水した。</p> <p>船長Bは、泳いで救助に向かったところ、同乗者Aが怪我をしていたので、駆けつけたモーターボートに同乗者Aの搬送と救急車の要請を依頼し、その後、船長A及び船長Bが、それぞれA船及びB船を操縦して本件砂浜に戻った。</p> <p>船長A及び同乗者Aは、救急車で病院に搬送され、船長Aが約18日間の加療を要する左膝関節部、左肘関節部及び左側腹部の打撲傷と、同乗者Aが約13日間の加療を要する左下腿挫創及び左腓骨近位端骨折とそれぞれ診断された。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図 参照）</p> |
| <p>気象・海象</p>          | <p>気象：天気 晴れ、風向 南、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>   |
| <p>その他の事項</p>         | <p>船長A、船長B、同乗者A及び同乗者Bは、水上オートバイを通じて知り合った仲間で、本事故時、他の仲間と水上オートバイ計約15隻で遊走していた。</p> <p>船長Bは、7月19日から本件砂浜でキャンプをしていて、20日は朝からバーベキュー等で時間を過ごし、本事故時は、水上オートバイをその日初めて操縦した。</p> <p>船長Bは、仲間が急旋回により水しぶきをかける行為をよく目にしている、自分でも行うことがあったが、1人乗りの場合が多く、2人乗りの状態ではあまり行わなかった。</p> <p>船長A、船長B、同乗者A及び同乗者Bは、全員Tシャツ及び水着の上に救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長Bの口述によれば、A船は、本事故時、機関をアイドルリング状態とし、仲間の水上オートバイを探すため漂泊していたとのことであったが、船長Aから情報は得られなかった。</p>  |
| <p>分析<br/>乗組員等の関与</p> | <p>A なし、B あり</p>  |

|  |   |
|--|---|
| <p>船体・機関等の関与<br/>         気象・海象等の関与<br/>         判明した事項の解析</p> | <p>A なし、B なし<br/>         A なし、B なし<br/>         A 船は、石狩湾港の北灯台東方沖で漂流中、B 船と衝突したものと考えられる。<br/>         B 船は、石狩湾港の北灯台東方沖を遊走中、船長Bが、漂流しているA 船を認めて接近し、水しぶきをかけようと思ってA 船の至近で右へ急旋回したことから、A 船と衝突したものと考えられる。</p> |
| <p><b>原因</b></p>   | <p>本事故は、石狩湾港の北灯台東方沖において、A 船が漂流中、B 船が遊走中、船長Bが、漂流しているA 船を認めて接近し、水しぶきをかけようと思ってA 船の至近で右へ急旋回したため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>   |
| <p><b>参考</b></p>   | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他船の至近で急旋回して水しぶきをかけるなどの危険な操縦は行わないこと。</li> </ul>   |

付図1 事故発生場所概略図

